

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年11月22日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ： 2件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	圧力抑制室内点検作業において、9月22日までに、針金、シート片等（合計24個）を発見したため、回収を実施	A s	9月27日公表済 (PDF100kB)
2	2号機	圧力抑制室内点検作業において、11月13日までに、テープ片、紙片等（合計23個）を発見したため、回収を実施	A s	11月17日公表済 (PDF99kB)

区分Ⅲ：該当なし

その他： 15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	1～4号機水素・酸素供給施設の水素減圧装置上部温度スイッチ点検時、設定不良（動作値にバラツキ）が認められたため、当該計器を交換	D	
2	2号機	給復水系の金属サンプリング装置流量積算計の点検時、流量特性にバラツキが認められたため、当該計器を点検・修理	D	
3	2号機	主タービン電気油圧式制御装置アキュムレータ元弁（FV-17）の点検時、内蔵部品に摩耗と傷が認められたため、当該部品を交換	D	
4	2号機	原子力発電所運転状況表（9月分）の発電電力損失備考欄及びタービン保安日誌（9月分）の記事欄において、定検回数に誤記入が認められたため、対応検討	C	
5	3号機	「計装用空気圧縮機除湿装置故障」の警報発生における現場確認時、現場パネル内再生タイマ駆動用ギヤ部に「巻尺取手」の咬み込みが認められたため、当該物を回収及び関係者へ周知	D	
6	4号機	定検工事報告書（過渡現象記録装置用計算機本格点検）の確認時、調達番号に誤記が認められたため、対応検討	D	
7	4号機	給水系金属採取ラック入口空気作動弁開閉操作時、開閉表示用リミットスイッチ不良による閉側ランプの消灯不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
8	5号機	「非常用炉心冷却系ストレーナ閉塞事象に関する報告書」において、ストレーナ有効評価の保温材付着量に記載誤りが認められたため、対応検討	B	
9	5号機	非常用ディーゼル発電機（5B）起動直後において、始動用空気電磁弁のスティックによる始動用空気貯槽の一時的な圧力低下事象が認められたため、対応検討	B	
10	5号機	燃料交換機計算機用磁気テープ装置の点検時、磁気テープ装置の不良が認められたため、当該装置を修理	D	
11	5号機	タービン建屋空調冷却装置用膨張タンク補給水圧力計において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
12	5号機	平均出力領域モニタ（B）の点検時、データ表示画面の切替スイッチに接点不良が認められたため、当該スイッチを交換	D	

13	集中環境施設	雑固体焼却炉（A）1次セラミックフィルタエレメント破碎機（A）ドラム移送装置において、動作不良（停止位置のズレ）が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
14	集中環境施設	高温焼却炉設備所内蒸気系統の凝縮水タンクにおいて、凝縮水ポンプ制御（起動停止）用のレベルスイッチに動作不良が認められたため、当該レベルスイッチを点検・修理	D	
15	その他	海生物処理設備前処理設備洗浄装置において、モータ用電線管に腐食が認められたため、当該電線管を補修塗装	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで